

# 改正労働者派遣法に関して

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による改正後の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」により派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇（派遣先均等方式）の確保又は、一定の要件を満たす労使協定による待遇（労使協定方式）の確保のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の待遇を確保しなければならないこととされ、令和2年4月1日に施行されます。

当社の待遇決定方式は「労使協定方式」を採用致します。

労使協定方式を選択するにあたり労働者代表の選定が必要となります

## 1) 同社全従業員過半数代表者

企画経営室 鈴木里歩

## 2) 代表者の責任

- ① 有効期間は2年となります
- ② 労働者の団体意思を取りまとめ、提言する役割を持ちます
- ③ 労使協定の締結当事者となります
- ④ 意見聴取の場に出席する必要があります

## 3) 選任方法について

選任方法 : 過半数の信任投票結果により令和2年3月31日をもって就任していただきます

## 4) 問い合わせ

<賃金・就業規則に関して>

各担当営業までお問い合わせください。

<事業運営に関する事項>

弊社 HP 上の会社概要をご覧ください。